

常総衛生組合告示第2号

令和7年度常総衛生組合一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により，令和7年度の計画を次のように定める。

令和7年2月5日

常総衛生組合管理者 小田川 浩

- 1 常総衛生組合（関係市：常総市，守谷市，坂東市，つくばみらい市）におけるし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は，次のとおりである。

品 名	処 理 量
し 尿	3,393 kℓ
浄化槽汚泥	26,972 kℓ
計	30,365 kℓ

- 2 一般廃棄物の処理主体
一般廃棄物の収集運搬は，許可業者によるものとし，最終処分は，委託業者による。

3 処理計画

(1) 収集, 運搬

ア 収集区域の範囲

関係市全域とする。ただし、常総市においては旧水海道市区域、坂東市においては旧岩井市区域とする。

イ 収集の方法

し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水，コミュニティ・プラント含む。）を別に定める計画に従い許可業者が収集し，常総衛生組合へ搬入する。

(2) 中間処理

ア し尿処理施設

施設の名称 : 常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」

所在地 : つくばみらい市小絹1450

方式 : 標準脱窒素処理方式+高度処理

能力 : 100kℓ/日

イ し尿処理施設は常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」に限る。

(3) 常総衛生組合より排出される廃棄物の最終処分計画

し渣及び脱水汚泥・・・焼却後埋立処分（北茨城市） 70t/年

沈砂・・・埋立処分（北茨城市） 10t/年

[4年に1回40t排出]

4 関係市別投入量

単位：kℓ

市名	し尿	浄化槽	合計
常総市	625	12,623	13,248
守谷市	164	138	302
坂東市	1,123	10,200	11,323
つくばみらい市	1,481	4,011	5,492
計	3,393	26,972	30,365

※1 常総市においては旧水海道市区域，坂東市においては旧岩井市区域とする。

※2 合併浄化槽汚泥には，農業集落排水（守谷市を除く）及びコミュニティ・プラントの汚泥を含む。